

2025年12月12日

株主各位

東京都文京区関口二丁目10番8号

藤田観光株式会社

代表取締役兼社長執行役員 山下信典

### 株式分割に関する基準日公告

当社は、2025年11月7日開催の取締役会において、2026年1月1日を効力発生日として当社普通株式1株を5株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式の分割により株式の割当を受ける権利の基準日を2025年12月31日（同日は株主名簿管理人の休業日につき、実質は2025年12月30日）と定めましたので公告いたします。

以上

### お知らせおよびご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026年2月初旬にお届けのご住所にお送りする予定です。
2. 2026年1月1日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることになります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等で手続きをお願いします。  
(2) 特別口座に関する手続きは、特別口座管理機関にお申し出ください。

本件に関するご照会先

株主名簿管理人および特別口座管理機関

照会先

〒168-0063

東京都杉並区和泉二丁目8番4号

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00~17:00 (土日休日を除く)